

かながわボランティアセンターホームページ掲載の基準

1. 掲載の目的

神奈川県内のボランティアに関する、次に挙げる情報を広く県民に対し提供し、地域福祉推進の一助とする。

- (1) ボランティアを必要としている機関・団体からのボランティア募集情報
- (2) ボランティア活動を進める団体等のメンバー募集情報
- (3) ボランティア活動に関する研修、イベント等のお知らせ
- (4) ボランティア活動の推進に資する助成金情報
- (5) その他かながわボランティアセンター（以下、KVC）が必要と認めた情報

2. 掲載箇所（掲載ページ）

- (1) ボランティア募集情報、ボランティア団体活動メンバー募集情報
トップページ > ボランティア活動 > ボランティア活動をしたい方へ
[https://knvc.jp/activities/activities_02/]
- (2) ボランティア活動に関する研修、イベント等のお知らせ
トップページ > ボランティア活動 > 研修、イベント、書籍等、かながわVCからのご案内
[https://knvc.jp/activities/activities_05/]
- (3) 県内各ボランティアセンターからの情報
トップページ > ボランティア活動 > 神奈川県内各ボランティアセンター “お知らせ掲示板”
[https://knvc.jp/activities/activities_06/]
- (4) 障害福祉、福祉教育に関する研修、イベント等のお知らせ
トップページ > 共にあゆむ > 障害福祉の普及啓発に関すること
[https://knvc.jp/harmony/harmony_02/]
- (5) 民間企業、団体による助成金情報
トップページ > 助成事業 > 民間企業、団体の助成事業
[<https://knvc.jp/grants/#03>]

3. 掲載の条件

(1) 掲載申請者

次のいずれかに該当する機関・団体とする。

- ① 主に県内でボランティア活動に取り組む機関・団体（機関・団体の活動分野や法人格の有無、種類は問わない）
- ② KVCに登録し、活動しているセルフヘルプ・グループ
- ③ その他KVCが認めた機関・団体

(2) 掲載の要件

地域福祉の推進に寄与し、かつ次のいずれにも該当しないとKVCが認めた活動とする。

- ① 法令等に違反するものまたはそのおそれがあるもの
- ② 公序良俗に反する、または犯罪行為を誘発するおそれのあるもの

- ③ 政治活動、宗教活動あるいは個人または特定の集団による主張・思想・教義の実践や普及、勧誘を目的としているもの
- ④ 営利が主たる目的となっている内容とKVCが判断したもの
- ⑤ ボランティアの募集に関しては、有償の労働力によってなされるべき内容とKVCが判断したもの
- ⑥ 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会個人情報保護規程に反するもの
- ⑦ その他掲載が適当でないとKVCが認めるもの

4. 掲載情報の取り扱い

- (1) ボランティア募集情報の掲載申請者は「ボランティア募集掲載依頼フォーム」に必要事項の入力送信をもって、KVCに申請手続きをする。
- (2) ボランティア団体等のメンバー募集情報の掲載申請者は「ボランティア団体メンバー募集情報掲載依頼フォーム」に必要事項の入力送信をもって、KVCに申請手続きをする。
- (3) ボランティア活動に関する研修、イベント等のお知らせ、助成事業情報の掲載申請者はKVCホームページ「お問い合わせフォーム」またはKVC宛でのEメールにて実施概要の資料を添えて掲載希望の連絡を行う。
- (4) 当該ページ内における掲載順については、KVCが決定する。
- (5) 掲載の期間については、KVCの判断で設定する。
- (6) KVCホームページに掲載するボランティア募集情報については、より一層の周知を図るため、KVC施設内への掲示等を行う場合もある。

5. 掲載料

無料とする。

6. 掲載内容の変更・取り消し

- (1) 掲載申請者は、自己の都合によりKVCホームページへの情報掲載を取り消すことができる。
- (2) 掲載内容を変更・中止する場合、掲載申請者はすみやかにKVCに連絡しなければならない。
- (3) 情報を掲載した後であっても、実際の活動が3の(2)にいずれかに該当している、またはその疑いがあるとKVCが判断した場合、KVCはその掲載を取り消すことができる。

7. 掲載申請者の責務

- (1) 掲載申請者は、掲載内容に関する一切の責任を負うものとする。
- (2) 第三者から掲載内容に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、掲載申請者の責任及び負担において解決することとする。

8. その他

この基準に定めるもののほか、掲載に関して必要な事項についてはKVCが別に定める。

(附 則)

この基準は、令和6年4月1日から施行する。